

## 庁議（令和元年6月24日）結果について

- 1 開催日 令和元年6月24日（月）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長、企画政策部長、総務部長  
秘書広報担当部長
- 4 説明者 市民部長、資産経営課長、行政総務課長
- 5 事務局 財政課長、秘書広報課長、秘書担当課長、行政総務課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

### （1）勤労会館・青少年会館・教育会館の方向性のまとめについて

概要	<p>平成29年2月7日の庁議資料「勤労会館・青少年会館・教育会館の方向性のまとめについて」で示したとおり、3館の各館が担っていた機能を統合し、建築物については教育会館を改修、青少年会館を解体することとした。勤労会館については、後日改めて方向性を定めることとしていた。</p> <p>3館の利用実績や周辺施設の状況等を踏まえた会議室共用化及び目的に応じた施設利用へ誘導を図ることにより、集会機能は引き続き確保できると見込めるため、老朽化が進み耐震性が確保されていない勤労会館は解体する。</p>
結果	審議の結果承認された。

### （2）令和元年10月期組織改正（案）について

概要	<p>1 組織改正の概要</p> <p>戦略的な組織づくりを推進し、市長がリーダーシップを更に発揮できる組織とするため、令和元年10月に組織改正を行う。</p> <p>（現行：18部80課182担当⇒改正後：17部81課183担当）</p> <p>2 実施内容</p> <p>（1）市長室の新設</p> <p>市長の指示をより迅速かつ的確に行政運営につなげるため、「部」と同等の位置付けの「市長室」を新設する。</p> <p>（2）秘書広報課の秘書課と広報課への分離と、秘書課調査担当の新設機能の異なるそれぞれの窓口を明確化するとともに、更なる機能強化のため、秘書広報課を「秘書課」と「広報課」に分離して、「市長室」の所管とする。「秘書課」には、未成熟案件の調査・研究のほか、行政課題に関する情報収集及び調査分析を行う「調査担当」を新設して、</p>
----	---

	<p>行政課題への対応を強化する。「広報課」では、多様な媒体を活用した情報発信とシティプロモーションの更なる充実を図る。</p> <p>(3) 防災危機管理部の市長室への統合 頻発する自然災害等の危機管理事案に対し迅速に対応し、市民の安心・安全の更なる強化のため、防災危機管理部を「市長室」へ統合する。</p> <p>(4) 公営事業部の産業振興部への統合 競輪事業と商業や観光などの連携を強化して、地域活性化を推進するため、公営事業部を商業及び観光等を所管する産業振興部へ統合する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正趣旨 「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が平成31年4月17日に公布され、本年11月5日から、本人の申請により、氏に変更があった者の旧氏を住民票へ記録することができるようになります。 これに伴い、同日付で「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正され、住民票に旧氏の記載がある者については旧氏の印鑑で印鑑登録をすることが可能になるため、『平塚市印鑑条例』の一部を改正し所要の規定の整備をするものです。</p> <p>2 主な改正点 (1) 登録できる印鑑に住民基本台帳に記録されている旧氏を加えます。 (2) 印鑑登録原票の登録事項の氏名に、住民票に記録されている旧氏を併記します。 (3) 印鑑登録証明書に、住民票に記録されている旧氏を併記します。 (4) 旧氏の印鑑を登録している者が住民票に記録される旧氏を変更したときは、その者の印鑑登録を抹消します。 (5) この度の条例一部改正に合わせて、本条例内の文言の一部を修正します。</p> <p>3 施行年月日 令和元年11月5日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

・なし

以 上